

2027 年度

中 京 大 学

研 究 生 出 願 要 項

【大学院用】

キャンパス	研 究 科	問合わせ窓口
名古屋	人文社会科学研究科 文学研究科 心理学研究科 法学研究科 経済学研究科 経営学研究科 工学研究科（機械システム工学専攻・電気電子工学専攻）	教学部教務センター（大学院事務担当） TEL (052) 835-9863 〒466-8666 名古屋市昭和区八事本町 101-2 5号館 1 階 受付時間：平日 9：00～17：00 ※土・日・祝日及び一斉休暇期間（2026 年 12 月下旬から 2027 年 1 月上旬、2027 年 8 月上旬から中旬）を除く
豊田	社会学研究科 工学研究科（情報工学専攻） スポーツ科学研究科	教学部教務センター（大学院事務担当） 豊田オフィス TEL (0565) 46-6141 〒470-0393 豊田市貝津町床立 101 11 号館 1 階 受付時間：平日 9：00～17：00 ※土・日・祝日及び一斉休暇期間（2026 年 12 月下旬から 2027 年 1 月上旬、2027 年 8 月上旬から中旬）を除く

1. 研究生制度とは

本学大学院において、特定の研究課題について、指導教員のもとで研究する制度です（単位は付与されません）。

＜研究期間＞ 4月開始 2027年4月 1日～2028年3月31日

9月開始 2027年9月21日～2028年9月20日

＜研究報告＞ 当該年度の研究終了時に、その研究に関する報告書（研究結果）の提出が必要です。

2. 出願資格

- 次の（１）又は（２）のいずれかの条件を満たしていること。
- （１）出願する研究科と同一名称、又はそれに相当する大学院研究科の修士課程（または博士課程）を修了して、修士（又は博士）の学位を得た者、及び修了見込みの者。
 - （２）出願する研究科の研究科委員会による個別の入学審査により、上記（１）と同等以上の学力があると認められた者。

【外国人留学生のみ】

- 上記の条件に加えて、次の①～③のいずれかの条件を満たしていること。
- ①「日本語能力試験（JLPT）」のN 1レベルの合格者。
 - ②「日本留学試験（EJU）」の「日本語」科目を受験し、以下のスコア以上を取得している者。
記述・・・30点以上（50点満点） 読解・聴解・聴読解・・・250点以上（400点満点）
※日本留学試験のスコアは2年間有効
 - ③日本の大学又は大学院を卒業（修了）した者。および卒業（修了）見込みの者。
※①～③のいずれの条件も満たさない場合は、「指導教員と直接の面談を行い、指導教員から上記①～③と同等の日本語能力があると判断を受けた者」のみ出願が可能です。

3. 受入定員

各研究科における研究生の受入人数は、指導教員1名につき合計3名まで（日本人・外国人留学生の合算）を目安としています。なお、春学期開始の研究生によって 2027 年度の定員を満たした研究科については、秋学期開始の研究生募集を行いませんのでご注意ください。秋学期の募集を行わない場合は、2027 年 4 月中旬以降に本学ホームページにて告知します。

人文社会科学	文学	心理学	法学	経済学	経営学	社会学	工学	スポーツ科学
各専攻 若干名	若干名	6	若干名	各専攻 若干名	若干名	5	10	若干名

4. 出願期間・選考結果通知日・入学手続締切日

対象	出願期間 ＜必着＞	選考結果通知日 ＜発送日＞	入学手続締切日 ＜必着＞
4月開始＜春学期開始＞ 対象：自国在住外国人	2026年9月7日(月)～ 2026年9月15日(火)	2026年10月16日(金)	2026年11月16日(月)
4月開始＜春学期開始＞Ⅰ期 対象：日本人及び日本在住外国人	2027年1月12日(火)～ 2027年1月18日(月)	2027年2月19日(金)	2027年3月2日(火)
4月開始＜春学期開始＞Ⅱ期 対象：日本人及び日本在住外国人	2027年3月1日(月)～ 2027年3月5日(金)	2027年3月12日(金)	2027年3月24日(水)
9月開始＜秋学期開始＞ 対象：日本人及び日本在住外国人	2027年6月14日(月)～ 2027年6月18日(金)	2027年7月16日(金)	2027年7月27日(火)

※出願期間の窓口受付は、土・日・祝日を除く9:00～16:30です。

※日本在住外国人の出願者のうち、3月末までに在留期間の満了を迎える者は、原則として＜春学期開始＞Ⅱ期の出願はできません。＜春学期開始＞Ⅰ期及び9月開始＜秋学期開始＞についても、出願時に残りの在留期間が3か月未満である場合は出願不可となる可能性があるため、該当者は出願期間に間に合うように余裕をもって本学に問い合わせてください。

※在留資格「短期滞在」から他の在留資格への変更は原則として認められないため、これに該当する外国人は4月開始＜春学期開始＞【自国在住外国人】の出願期間に出願してください。

5. 出願書類

◎・・・必要書類

○・・・新規出願者のみ必要（継続出願の場合は不要）

出願書類	日本国籍を有する者又は外国人留学生に該当しない者	外国人留学生※ ¹	注意事項
① 志願書 ※WEB 出願ページから入力	◎	◎	・ WEB 出願ページから提出すること。詳細は、「6. 出願方法」を参照。 ・ 入力前に志願書の入力例を確認すること。
② 顔写真	◎	◎	・ 縦 4 cm×横 3 cm 上半身脱帽 正面向きで 3 か月以内に撮影したもの。
③ 最終学校の修了（見込）証明書	○	○	・ 3 か月以内に作成されたものに限る。 ・ 外国人留学生は、政府機関発行の公証書でも可（公証書はコピー可 ※ただし、本学から内容を確認することがあります）。 ・ 外国の学校の書類については、日本語訳又は英訳を必ず添えること。 ・ 最終学校は日本語学校を除く。
④ 最終学校の成績・単位修得（見込）証明書	○	○	
⑤ 推薦書 ※書式は自由		○	・ 本学大学院修了生は不要。 ・ 最終卒業学校長又は出身大学の指導教員に記入を依頼すること（コピー不可）。ただし、日本在住の外国人留学生で日本国内に設置される日本語学校に通う者（通っていた者）は、上記に代わり、日本語学校が作成する推薦書の提出を認める。 ・ 日本語又は英語以外で記載されている場合は、日本語訳又は英訳を必ず添えること。
⑥ 下記(1)～(3)のいずれかの書類 (1)「日本語能力試験（N1 レベル）」合格通知書 (2)「日本留学試験」の成績通知書 ※ 2 年以内のものに限る (3)日本の大学（又は大学院）の卒業（見込）証明書		○	・ 日本の大学（又は大学院）の卒業（見込）証明書は、前述③における出願書類として提出していればそれを兼ねることができる。 ・ コピー可。 ・ 左記(1)～(3)のいずれの書類も提出できない者は、指導教員と直接面談を行い、指導教員から(1)～(3)と同等の日本語能力があると判断を受けた場合に限り出願可能。
⑦ 研究計画書【本学所定用紙】	◎	◎	・ 継続出願者のうち、前年度の研究活動を継続する場合は、指導教員の了解が得られれば提出は不要。
⑧ 「在留カード」（両面）のコピー		◎ ＜日本在住者のみ＞	・ 出願時に在留資格期間が 3 か月未満である場合は申し出ること。 ※入学までに在留期間が満了する場合又は在留資格を変更する場合は、在留期間の更新や在留資格の変更が必要。在留期間の更新や在留資格を「留学」に変更する予定の者は、出願期間開始前に出入国在留管理局に更新や変更条件、必要な申請書類、帰国の要否などを問い合わせ、入学までに行うべきことを自身で確認すること。
⑨ パスポートのコピー		◎	・ 顔写真のページのコピーを提出すること。
⑩ 経費支弁書【本学所定用紙】		◎	・ 以下の預金残高証明書とあわせて提出すること。 ・ 出願者本人が経費支弁者になることは認めないので注意すること。 ・ 経費支弁者が複数人いる場合は、経費支弁書をコピーして使用し、それぞれ提出すること。 ・ 「経費支弁者署名」欄以外において、経費支弁者が日本語又は英語どちらも堪能でない場合に限り、経費支弁者に代わり、申請者（出願者）自身が必要事項を記入することを認める。 ・ 「経費支弁者署名」欄については、必ず経費支弁者本人が記入すること。 ・ ※経費支弁者が海外に居住している場合は、資料を郵送して記入を依頼すること。このとき、出願締切日に注意すること。

⑪ 経費支弁者名義の預金残高証明書		◎	・ 3か月以内に作成されたものに限る。 ・ 金融機関発行の原本（公印あり）を提出すること。 ※各国政府・中央銀行等において認められた銀行の口座であること。 ※預金者・預金証書番号及び預金額が確認できるものであること。 ※残高として必要な金額：125万円以上 ・ 日本語又は英語で記載されていること。その他の言語の場合は、公的機関等（日本語学校を含む）の証明を受けた日本語訳又は英訳を添付すること。 ・ 「残高証明書のコピー」「保険の証明書」「ネットバンキングにおける利用明細のプリントアウト」等は認めない。 ・ 経費支弁者が複数人いる場合は、預金残高証明書をそれぞれ提出すること。
⑫ 履歴書【本学所定用紙】		○	・ 日本在住の外国人留学生は、来日後の経歴をもれなく記入すること。
⑬ 修了論文又はそれに代わるもの ＜社会学研究科出願者のみ＞	○		・ 社会学研究科出願者のみ提出すること。
⑭ 自国の国外留学試験合格を証明するもの		○ ＜有する場合のみ＞	
⑮ 在職証明書 ＜スポーツ科学研究科のみ＞		○	・ 3か月以内に作成されたものに限る。 ・ スポーツ科学研究科出願者で、自国で職業に就いていた者のみ提出すること。 ・ 日本語訳を必ず添えること。

※ 1 …外国人留学生とは在留資格が「留学」に該当する者又は研究生として入学する際に在留資格「留学」に変更を希望する者を示します。

6. 出願方法

以下①～③すべての手続きを行ってください。

①指導を希望する教員から内諾を得てください（詳細は「8.指導教員の内諾について」を参照）。

②出願期間内に中京大学公式 HP（以下 URL）の「大学院用 研究生志願書」から出願してください。

【研究生ページ】

<https://www.chukyo-u.ac.jp/admissions/a4.html>

③「5.出願書類」に記載の必要書類（①志願書を除く）を、出願研究科のキャンパスの教務センター（大学院事務担当）宛てに簡易書留で郵送してください。書類は**出願期間内必着**です。消印有効ではありませんので注意してください。

また、出願期間内であれば、教務センター（大学院事務担当）窓口で提出することもできます。

※工学研究科の研究生に出願する場合、指導を希望する教員の研究室により、出願書類郵送先が異なりますので注意してください。

7. 出願書類郵送先

キャンパス	研 究 科	提出先
名古屋	人文社会科学研究科 文学研究科 心理学研究科 法学研究科 経済学研究科 経営学研究科 工学研究科（機械システム工学専攻・電気電子工学専攻）	教学部教務センター（大学院事務担当） 研究生担当 〒466-8666 名古屋市昭和区八事本町 101-2 TEL (052) 835-9863
豊田	社会学研究科 工学研究科（情報工学専攻） スポーツ科学研究科	教学部教務センター（大学院事務担当）豊田オフィス 研究生担当 〒470-0393 豊田市貝津町床立 101 TEL (0565)-46-6141

※工学研究科の研究生に出願する場合、指導を希望する教員の研究室により、出願書類提出先が異なりますので注意してください。

※郵送又は教務センター（大学院事務担当）窓口にて出願書類を提出してください。

8. 指導教員の内諾について

- ・ 教員の研究内容等は、各自ホームページ等で確認してください（指導教員の紹介は大学院事務担当窓口では行いません）。
- ・ 出願する前に、指導を希望する教員と打合わせ（事前面談）を行い、教員の内諾を受けてください。
- ・ 指導を希望する教員との事前面談の日程調整も各自で行ってください（出願期間に間に合うように余裕を持って日程調整や事前面談を行ってください。）。
- ・ 自国在住外国人は、日本在住の代理人が指導教員との事前面談を行っても構いません。ただし、外国人留学生の出願者のうち、日本語能力を証明する資料（前述 5.出願書類の⑥）が提出できない場合は、出願者本人が指導教員と直接面談を行う必要があります。
- ・ 指導教員の内諾のみで受入が許可されるわけではありません。受入可否審議は研究科委員会で行います。
- ・ 指導を希望する教員が既に複数名の研究生を受け入れている場合は、事前面談の段階でお断りする場合があります。

教員への連絡のとり方

- ・ 本学の代表電話番号 052-835-7111（平日 9：00～17：00）に電話をかけ、希望する教員の研究室に繋いでもらってください。教員が在室していない場合は、時間や日を空けて電話をかけ直してください。
- ・ 何度か電話しても繋がらない場合は、以下の方法で連絡を取ってください。

①「中京大学研究者総覧」で教員名を検索する

<https://kenkyu-db.chukyo-u.ac.jp/search/index.html?lang=ja&template=template1>

②-1 メールアドレスが掲載されている場合

指導を希望する旨と必要事項（出願者氏名、略歴等）を記入し、直接教員へメールを送信してください。

②-2 メールアドレスが掲載されていない場合

必要事項（出願者氏名、指導を希望する教員氏名、略歴等）を記入し、以下の連絡先までメールを送信してください。

【連絡先】中京大学教学部教務センター（大学院事務担当）：[gs-office](mailto:gs-office@ml.chukyo-u.ac.jp) [at] ml.chukyo-u.ac.jp

※ [at] を「@」に置き換えてください

【メール件名】大学院研究生 指導教員について（必ず教員とコンタクトが取れるとは限りません。）

9. 選考方法

書類選考

10. 選考結果の発表（選考結果通知日は、前述「4.出願期間・選考結果通知日・入学手続締切日」参照）

- ・ 郵送により選考結果（通知書）を送付します。
- ・ 選考結果について、電話での問合せには対応しません。
- ・ 自国在住外国人は、日本在住の代理人（日本在住の経費支弁者等）がいる場合は、代理人宛に選考結果（通知書）を送付しますので、志願書に送付先を記入してください。日本在住の代理人がない場合は、選考結果通知日にメール（パスワード付）にて通知します。

11. 工学研究科研究生の通学キャンパスについて

工学研究科研究生は指導教員の所属専攻により通学キャンパスが異なります。それぞれの専攻の通学キャンパスは以下のとおりです。
機械システム工学専攻・電気電子工学専攻・・・名古屋キャンパス 情報工学専攻・・・豊田キャンパス

12. 入学手続及び納付金

受入許可者には、選考結果（通知書）とともに、「入学手続要項（入学手続書類含む）」を送付します。「入学手続要項」に従い、入学手続締切日までに所定の手続きを行ってください。

※自国在住外国人は、日本在住の代理人がいる場合は、代理人宛に「入学手続要項（入学手続書類含む）」を送付します。日本在住の代理人がない場合は、選考結果通知日にメール（パスワード付）に添付して「入学手続要項（入学手続書類含む）」を送付します。

なお、入学手続の際に、以下の入学時納付金を納入してください。

入学時納付金

入学金 10,000 円

研究料 120,000 円（半期分）

- * 残りの半期分は学期開始前に別途納入してもらいます。
- * 本学卒業生の研究料は、上記金額の2分の1です。
- * 前年度から継続の場合も、入学金の納付は必要です。
- * 海外から納入（送金）する場合の手数料は自己負担です。

※在留資格「留学」で入学予定の者は、「入学手続要項（入学手続書類含む）」到着後、中京大学グローバル交流センターに連絡し、指示を受けてください。「留学」以外の長期滞在可能な在留資格で、本学へ入学予定の者は、各自で在留資格に関する手続きを行ってください。

中京大学グローバル交流センター E-mail : [gec \[at\] ml.chukyo-u.ac.jp](mailto:gec[at]ml.chukyo-u.ac.jp) ※ [at] を「@」に置き換えてください

（メール送信の際、件名に「在留資格「留学」手続き（大学院研究生）」、本文に「所属予定研究科」「カナ氏名」を明記してください。）

13. 個人情報の取扱い

中京大学は、出願手続においてご提供いただいた氏名、住所その他の個人情報について、「学校法人梅村学園個人情報保護の基本方針」及び「中京大学個人情報保護に関する規程」に基づき、安全かつ適正に取り扱います。詳細は「個人情報の取扱い」（以下）を確認してください。

<https://www.chukyo-u.ac.jp/admissions/pdf/personal-information.pdf>

14. その他補足事項・注意事項

- ① 研究期間は原則として 1 年間です。引き続き（1 年以上）研究を希望する者は、改めて出願する必要があります。半期（半年間）で研究生をやめる場合は、学生支援課に退学願を提出する必要があります（春学期末退学の場合は、9 月 20 日まで、秋学期末退学の場合は、3 月 31 日まで）。
- ② 入学は、春学期開始は 4 月 1 日、秋学期開始は 9 月 21 日とします。
- ③ 外国人留学生で、これまでに本学又は他大学の研究生であった者は、出願時にその旨を申し出てください。
なお、研究生として在留資格「留学」を持つことができる期間は、原則 2 年間です。過去に本学又は他大学で研究生として在籍していた者は、注意してください。特別な事情で 2 年を超えて研究生として在籍したい場合は、出願前に出入国在留管理局に相談してください。
- ④ 自国在住外国人は、入学後すみやかに在留資格を示す書類（「在留カード」）を教務センター（大学院事務担当）へ提出してください。
- ⑤ 出願時に提出した出願書類の記載に偽りがあったことが判明した場合、また研究期間中に研究生として不適当※と認められた場合は、研究科委員会の議を経て研究生資格を取り消すことがあります（除籍）。
※不適当例…長期間指導教員のもとを訪れず、指導教員や職員が連絡しても応答がない。保証人に連絡をしても応答がない、又は保証人も研究生本人の所在がわからず連絡が取れない。等
- ⑥ 研究生にはその身分を証明するものとして「身分証」を交付します。研究期間終了後、学生支援課に返却してください。
- ⑦ 研究生は、通学定期券及び学生割引証の利用はできません。ただし、公共交通機関の種類によっては利用可能な場合がありますので、詳細は各運航会社に問い合わせてください。
- ⑧ 名古屋キャンパスは、自動車の通学は全面禁止です。自転車※¹及び最高出力が 4kW 以下に制限された 125cc 以下の原動機付自転車（原付バイク）※²に限り、登録・許可制により学内の専用駐輪場を利用することができます。豊田キャンパスは、自動車・自転車・バイクで通学する場合、車両登録が必要です。愛知県では自転車損害賠償保険等への加入が義務づけられていますので、自転車を利用する場合は必ず加入してください。また、道路交通法の一部改正により、2023 年 4 月 1 日から、年齢を問わず全ての自転車利用者にヘルメット着用が努力義務化されていますので、ヘルメットを着用してください。
- ⑨ 研究生には、別に規程の定めがない限り、学則に定める正規の課程の学生に関する規程を準用します。
- ⑩ 研究生は当該年度の研究終了時に、研究報告書（研究結果）の提出が必要です。年度途中で研究を終了される場合もその時点での研究報告書を提出してください。研究報告書の提出先は指導教員です。
（※1）電動アシスト自転車もこれに該当する。
（※2）ペダル付き電動バイクもこれに該当する。

以 上